

1 基本的な考え方について

・国の「待機児童解消加速化プラン」において目標年次としている、平成29年度末までに、特定教育・保育の利用希望(量の見込み)に対応する確保の方策を掲げ、待機児童の解消を図ることとしています。

2 「量の見込み」と「確保方策」にかかる、表の見方について

① 量の見込みについて

・平成25年度第5回会議 資料3 でお示いたしましたアンケート調査に基づく数値を市全域と中学校区別に示しています。

※ 公立保育所において、0歳、1・2歳児の保育の提供体制をより確保するため、前回資料より定員数を一部見直しています。

② 他市町からの受入れについて

・確保方策を策定するにあたっては、他市町との協議を行ったうえで、他市町から受入れる児童数を明記することとされています。

※ 平成26年5月1日現在、他市町からの受入れの申し出はありません。

③ 確保方策について

○認可保育所・認定こども園・幼稚園の定員数について

| | | |
|-------|--------|--|
| 2号認定 | 保育所 | 認可定員(公立保育所は、施設全体の定員を利用実態を踏まえて年齢別に割り振り) |
| 3号認定 | 認定こども園 | 認定申請における「保育に欠ける子どもの数」に記載の人数 |
| 1号認定 | 幼稚園 | 定員数 |
| ※2号認定 | 認定こども園 | 定員数から「保育に欠ける子どもの数」を差し引いた人数 |

○「特定地域型保育」について

子ども・子育て支援新制度において、市町村による認可事業として導入される、0～2歳までの児童を対象にした事業・施設の予定定員数を記載しています。

・小規模保育事業(定員6人以上19人以下) ・ 家庭的保育事業(定員5人以下) ・ 居宅訪問型保育事業(1対1が基本) ・ 事業所内保育事業

○「地域保育園」について

国の示す「子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)」において、市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設について、保育の提供体制について記載することを可能としています。

※数値は、平成26年3月時点の川西市地域保育園助成金の助成対象となる、入所児童数を記載しています。

○「市外利用」について

現状の保育所の利用実態を勘案した数値を記入しています。(猪名川町施設利用者数 平成25年度末時点 24人)

上記「他市町からの受入」と同様に、他市町との協議を行ったうえで確保方策として記載をすることとなります。

○「他中校区利用」について

既存の認可保育所・認定こども園の利用実態、及び有効活用の観点から、隣接している中学校区からの利用を以下のルールのもとに想定しています。

1) 中学校区内で保育の提供体制が不足している区域から、余裕がある隣接中学校区にある施設の利用を想定。

2) 隣接する複数の中学校区に保育の提供体制に不足が生じている場合は、余裕のある中学校区の提供体制を隣接する中学校区へ均等に配分。